



## 福岡市における規制緩和の取り組み ～国家戦略特区と天神ビッグバン～

監修：福岡市総務企画局企画調整部  
国家戦略特区プロジェクト担当  
企画係長 堀尾 大輔

### 1. 国家戦略特区について

福岡市はコンパクトで住みやすいまちです。“MONOCLE”という英国のグローバル情報誌で世界で最も住みやすい 25 の都市ランキングで 7 位に選ばれています[2016 年]。また、福岡市は増え続ける人口と豊富な人材、安いビジネスコストなどの理由により、創業しやすいまちであることも特徴です。これらの強みをより活かし更に推進していくために、2012 年に「スタートアップ都市ふくおか宣言」を行い、2013 年に「創業・雇用」をテーマとした国家戦略特区を提案し、2014 年に「福岡市グローバル・雇用創出特区」に指定されました。

福岡市では、国家戦略特区という推進エンジンを活かし、特区で認められる規制改革に、福岡市独自の施策を併せ、パッケージとして一体的に進めることで、雇用の創出や福岡市経済の活性化を図っています。

### 2. 国家戦略道路占用事業について

2014 年 5 月に指定された国家戦略特区では創業・雇用を生むということが目標ですが、そのための 1 つのステップとして MICE(国際会議や展示会等の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称)に着目しています。MICE では優秀な人材や企業が集まり、それによって創業につながるという考え方です。福岡市の国家戦略特区における道路占用事業の目的は、賑わいの創出によって MICE の魅力向上及び更なる誘致促進を図ることです。その目的に適合する賑わい創出イベントであれば、道路法の特例で道路以外の敷地に余地があっても道路上に露店やテーブルを設置するなど、より柔軟な道路空間の活用が可能になります。

特区の区域計画に認定された事業主体は 10 団体あります。その中には以前の UII まちづくりレターでご紹介されました、博多まちづくり推進協議会、We Love 天神協議会も含まれています。この他、国際会議の誘致などを行う(公財)福岡観光コンベンションビューローや地区の歴史・文化を活かしたまちづくり活動を行っている御供所まちづくり協議会なども事業主体として認定されています。また、区域計画では事業主体と併せて、活用する道路もそれぞれ認定されています。特区に道路占用事業が認定されてからこれまで 2 年半(平成 29 年 3 月末現在)で 27 件の道路占用事業が行われており、市は共催又は後援としてイベントの開催に関わっています。

博多駅地区のはかた駅前通りの道路占用事業「ハカタストリートマーケット」「ハカタストリートバル」(詳細については、UII まちづくりレター Vol.21 をご覧ください)については、MICE で福岡に来訪された方々のおもてなし空間の形成や新たな都心の賑わいづくり、博多駅周辺の回遊性向上を目的としています。はかた駅前通りは、陸の玄関口である博多駅の正面に位置しており、MICE 参加者が博多駅周辺を訪れた際に、公的空間でおもてなしされると来年も福岡で MICE をやりたいと思ってくれるのではないかと考えています。また、福岡市のマスタープランや博多まちづくり推

進協議会のガイドラインでは、はかた駅前通りが回遊軸に位置付けられており、市は、歩行者中心の賑わい空間を形成するため、車道を5車線から3車線に減らし、歩道を拡幅する工事を行っています。

天神地区のきらめき通りの道路占用事業「FUKUOKA STREET PARTY」(詳細については、U11 まちづくりレターVo 1.22 をご覧ください)については、福岡市の MICE の重点分野のコンテンツ産業の一つである音楽やファッションをテーマにしたイベントにより、参加される多くの関係者(アーティスト、クリエイター、ディレクター、バイヤー、メーカー)が一堂に会することで、MICEの更なる誘致促進につながるとともにビジネスマッチングの場としても有効に活用されるものと考えています。また、このイベントでは、2日間で13万人もの来場者が集まるため、臨時の交通規制(歩行者天国)をかけて道路空間を柔軟に活用しており、市は交通誘導や安全確保などに係る費用の一部を負担金として支出しています。

MICE誘致に直接的に働きかけているのは(公財)福岡観光コンベンションビューローが行う「MICE懇親会」です。これは国際会議の懇親会を商店街等で行うもので、これまで、新天町メルヘン広場、パサージュ広場、川端商店街の3つの公道で実施しています。2014年11月に新天町メルヘン広場において、モデルプランとしてMICE関係者を招待し、商店街を活用した懇親会の有効性をアピールしたのが最初の取り組みです。その後、2015年10月にパサージュ広場でMICE主催者を対象にしたセミナーの交流会を行い、それが2016年9月に実施した日韓有機エレクトロニクス・フォトニクス国際会議の懇親会に結び付いています。パサージュ広場で懇親会ができることを主催者が非常に気に入り、福岡でこの学会を開くことの決め手の一つになったそうです。川端商店街では2015年11月にアジア・オセアニア神経放射線学会、2017年3月に天文学会の懇親会が行われました。MICE参加者のおもてなしを演出する企画として縁日や伝統工芸の実演などを実施し、特に外国の方からは日本の文化に触れることに好評を得ています。



パサージュ広場での懇親会



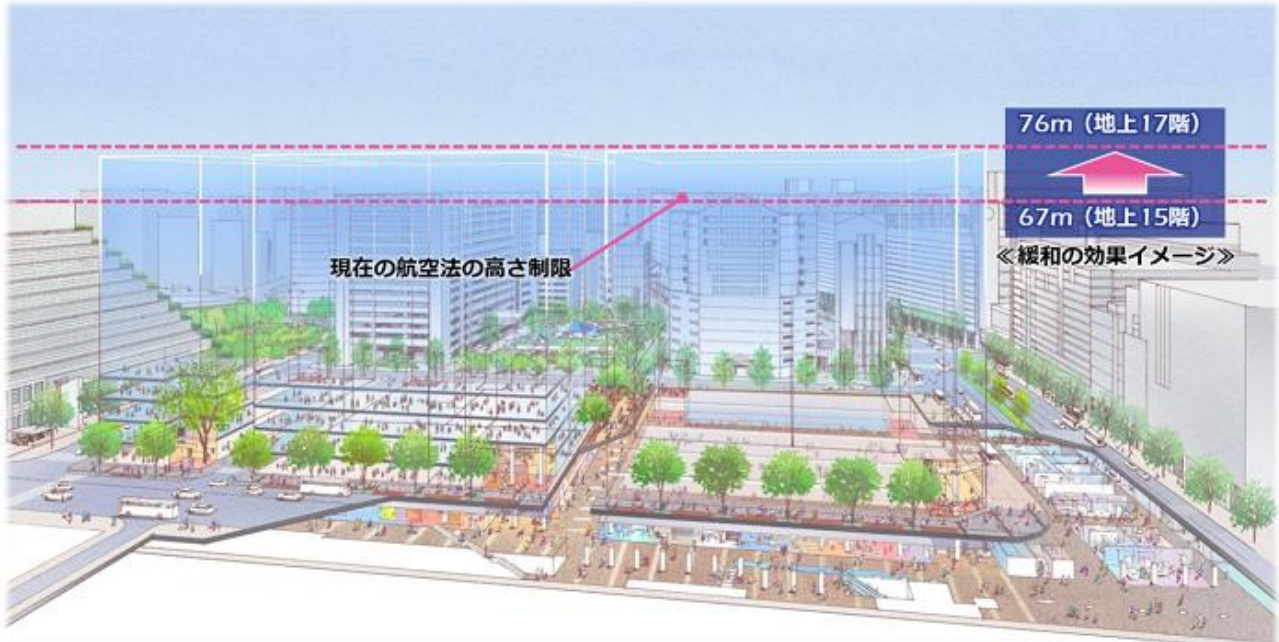
川端商店街での懇親会

道路占用事業では、市(道路管理者)の道路占用許可に加え、警察の道路使用許可も必要になりますが、市は、道路使用許可が円滑に下りるよう、警察との事前協議に加わり、事業者の支援を行っています。特区では道路法(物を置いて占用する)は緩和されますが、道路交通法(道路使用や交通規制)は緩和されませんので、イベントの趣旨と効果について説明して理解いただいています。

近年、福岡市での MICE の開催件数が増加するとともに、この取り組みがあるから福岡市で学会を開きたいという事例もでてきました。また、きらめき通りでの道路占用事業では、2日間の開催での経済効果が14億円という試算結果が出ています。さらに来場者へのアンケートでは96%が好印象を持っており、MICE関係者のみならず、市民をはじめとした一般の参加者からも大変好評を得ています。

### 3. 天神ビッグバンについて

2015年2月にスタートした天神ビッグバンも国家戦略特区の規制緩和を使った取り組みです。福岡市が国に提案して認められた規制緩和のひとつに、航空法の高さ制限のエリア単位での緩和があります。福岡は空港が都心部に近く、利便性が高いことを売りにしていますが、一方で、空港が近い航空法により建物の高さが厳しく制限されています。天神地区の市役所付近において、これまで建てられる建物の高さは67mでしたが、これが76mまで緩和されました。76mというのは、市役所に設置されている避雷針の高さです。



航空法の高さ制限の緩和

天神地区のビルの建て替えがこれまで進んでこなかった理由の1つとして、建築基準法改正前に建てられた建物が建て替えをすると床面積が減ってしまうということがありました。そこで2フロア分高さ制限を緩和することに加えて、市独自の制度として公開空地(セットバック等)や緑化など公共貢献に応じた容積率のボーナス付与や附置義務駐輪場に関する条例の改正といった施策を集中的に実施することにしました。この取り組みにより、2015年度から10年間で対象となる民間ビル30棟が建て替わった場合、2,900億円の建設投資効果と建て替え完了後から毎年8,500億円の経済波及効果が見込まれます。すべてを税金投入で賄うのではなく、規制緩和によって民間活力を刺激し、まちを大きく生まれ変わらせるのが特徴です。このような規制緩和に加え、学校跡地の開発や水上公園の再整備など、天神地区における様々なまちづくりの取り組みを組み合わせ「天神ビッグバン」としてパッケージングして打ち出しています。



天神ビッグバン概念図



水上公園

天神BBB (ビッグバンボーナス) 概要	
運用開始	平成 28 年 5 月 1 日
認定対象	平成 36 年 12 月 31 日まで (ビッグバン期間中) に竣工予定のビル
認定要件	魅力あるデザイン性に優れたビル
インベティ	
【都市の活性化を促進する】 容積率緩和制度の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>高質・高付加価値なビル</li> <li>テナント移転フロア提供</li> </ul> <b>最大 +50%</b>
認定ビルへのテナント優先紹介	企業誘致プロモーション特等、入居先として <b>認定ビルを優先的に紹介</b>
天神BB専用融資商品	天神BBB認定ビル及びテナント等に対する <b>地域金融機関による支援</b>
行政による認定ビルPR	認定ビルを <b>福岡市が様々な機会を活用して発信</b>
特設施設等	<b>都心周辺部駐車場の優先利用</b> 都心周辺部駐車場の優先的な利用が可能に

天神ビッグバンボーナスの概要

2016年に新設した天神ビッグバンの取組みの1つに「天神ビッグバンボーナス」があります。これは、魅力あるデザイン性に優れたビルであれば更に容積率緩和等のボーナスを付与するもので、時代のニーズにあったインテリジェントビルへの建て替えを促進し、高質なオフィス・商業空間と都市景観の創出を図るとともに、企業誘致につなげたいと考えています。今般、この制度を活用した天神ビッグバン第1号として「天神ビジネスセンタープロジェクト」が本格始動したところです。

#### 4. 展望とメッセージ

福岡市は、特区の指定から3年が経過し、これまで12の規制改革メニュー、29事業が認定されており、国からも高い評価を得ています。これからも特区を活用した取組みの推進に力を入れ、創業・雇用の促進につなげていきたいと考えております。また、天神地区をはじめ、都心部において道路を活用したイベント等も随時実施しますので、是非福岡にお越しいただき、賑やかな雰囲気を肌で感じていただければと思います。

#### “天神ビッグバン”の主なプロジェクト

- ① 航空法高さ制限 エリア単位での特例承認 (天神明治通り地区 約17ha)
- ② スタートアップカフェ
- ③ 天神1丁目南ブロック (地下通路整備)
- ④ 天神地下街仮設車路の有効活用
- ⑤ 旧大名小学校跡地まちづくり
- ⑥ 水上公園
- ⑦ 地下鉄七隈線延伸事業
- ⑧ 交通混雑の低減に向けた駐車場の圃地化・集約化
- ⑨ 都心循環BRTの形成\*
- ⑩ 天神ビッグバンの奥座敷 (西中洲) の魅力づくりに向けた道路整備と景観誘導
- ⑪ 呑古橋賑わい空間の創出



※ 福岡市における都心循環BRT…連動バスの導入、シンボリックなバス停整備、鉄道や路線バスとの乗継強化などにより、従来のバスよりも、速く、時間どおりに、たくさんの人を運ぶ、分かりやすく使いやすいシステム

天神ビッグバンの主なプロジェクト

■このまちづくりレターは、福岡市総務企画局企画調整部国家戦略特区プロジェクト担当にヒヤリングをさせていただきました内容を基に当財団が編集し、原稿を同 企画係長 堀尾 大輔様に監修いただきました。

発行元・問合せ先 公益財団法人都市活力研究所  
〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号  
グランフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC 7F  
TEL 06-6359-1322/FAX 06-6359-1329